

搬入事業者 各位

川崎市環境局施設部処理計画課長

指定処理施設の変更と堤根処理センター受入停止に係る経過措置について（通知）

日頃から、事業系一般廃棄物の減量・リサイクル推進に御協力をいただき御礼申し上げます。

令和 6 年 1 月 1 0 日（水）の堤根処理センター受入停止及び令和 6 年 4 月 1 日（月）からの橘処理センター受入開始を受け、事業系一般廃棄物の搬入に係る市長の指定する廃棄物処理施設（指定処理施設）を変更しますのでお知らせいたします。

1 指定処理施設の変更について

令和 5 年度

発生場所	浮島	堤根	王禅寺
川崎区	○	×	×
幸区	○	×	×
中原区	○	○	○
高津区	○	○	○
宮前区	○	○	○
多摩区	○	○	○
麻生区	○	○	○



令和 6 年度

発生場所	浮島	橘	王禅寺
川崎区	○	○	×
幸区	○	○	×
中原区	○	○	○
高津区	○	○	○
宮前区	○	○	○
多摩区	○	○	○
麻生区	○	○	○

※ 1：発生場所とは、排出事業者の所在地（廃棄物の発生場所）のことを指します。
詳細は別添「指定処理施設に係る新旧対照表」を御確認ください。

2 堤根処理センター受入停止に係る経過措置について

堤根処理センターの受入停止から年度末（令和 6 年 3 月 3 1 日）までの間、**王禅寺処理センターにおいて、川崎区、幸区で発生した事業系一般廃棄物を受け入れることとします。**

自己搬入事業者（小口）については、発生場所による搬入制限はありません。

（処理計画課 中山・岩下担当）

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 5 8 9

指定処理施設に係る新旧対照表

新（令和6年度の指定処理施設）						旧（令和5年度の指定処理施設）					
1 収集運搬業者及び自己搬入事業者（大口）の指定処理施設及び搬入日時等						1 収集運搬業者及び自己搬入事業者（大口）の指定処理施設及び搬入日時等					
搬入区分	搬入日時	排出事業者 の所在地 （廃棄物の 発生場所）	指 定 処 理 施 設			搬入区分	搬入日時	排出事業者 の所在地 （廃棄物の 発生場所）	指 定 処 理 施 設		
			浮島 処理 センター	橘 処理 センター	王禅寺 処理 センター				浮島 処理 センター	堤根 処理 センター	王禅寺 処理 センター
定期搬入	【月曜日から土曜日】 搬入時間 8:00～12:00 12:50～16:00	川崎区	○	○	×	定期搬入	【月曜日から土曜日】 搬入時間 8:00～12:00 12:50～16:00	川崎区	○	×	×
		幸区	○	○	×			幸区	○	×	×
		中原区	○	○	○			中原区	○	○	○
		高津区	○	○	○			高津区	○	○	○
		宮前区	○	○	○			宮前区	○	○	○
		多摩区	○	○	○			多摩区	○	○	○
		麻生区	○	○	○			麻生区	○	○	○
	【日曜日】 搬入時間 8:00～13:00	全 区	○	×	×		【日曜日】 搬入時間 8:00～13:00	全 区	○	×	×
2 自己搬入事業者（小口）の指定処理施設及び搬入日時等						2 自己搬入事業者（小口）の指定処理施設及び搬入日時等					
搬入区分	搬入日時		指定処理施設			搬入区分	搬入日時		指定処理施設		
	搬入曜日	搬入時間	浮島 処理 センター	橘 処理 センター	王禅寺 処理 センター		搬入曜日	搬入時間	浮島 処理 センター	堤根 処理 センター	王禅寺 処理 センター
定期搬入	月曜日から土曜日	8:30～12:00 12:50～16:00	○	○	○	定期搬入	月曜日から土曜日	8:30～12:00 12:50～16:00	○	○	○
	日曜日	8:00～13:00	○	×	×		日曜日	8:00～13:00	○	×	×

新（令和6年度の指定処理施設）

3 臨時搬入する場合の指定処理施設及び搬入日時等

搬入区分	搬入日時	排出事業者 の所在地 （廃棄物の 発生場所）	指 定 処 理 施 設		
			浮島 処理 センター	橘 処理 センター	王禅寺 処理 センター
キログラムを超え る場合 1回の搬入量が200	月曜日から土曜日 搬入時間 8:30～11:30 13:00～15:30	川崎区	○	○	×
		幸区	○	○	×
		中原区	○	○	○
		高津区	○	○	○
		宮前区	○	○	○
		多摩区	○	○	○
200キログラム以下 の場合 1回の搬入量が30キログラム以上	月曜日から土曜日 搬入時間 8:30～11:30 13:00～15:30	川崎区	○	○	○
		幸区	○	○	○
		中原区	○	○	○
		高津区	○	○	○
		宮前区	○	○	○
		多摩区	○	○	○
200キログラム以下 の場合 1回の搬入量が30キログラム以上	月曜日から土曜日 搬入時間 8:30～11:30 13:00～15:30	川崎区	○	○	○
		幸区	○	○	○
		中原区	○	○	○
		高津区	○	○	○
		宮前区	○	○	○
		多摩区	○	○	○

4 一時多量ごみを搬入する場合の指定処理施設及び搬入日時等

搬入区分	搬入日時		指 定 処 理 施 設		
	搬入曜日	搬入時間	浮島 処理 センター	橘 処理 センター	王禅寺 処理 センター
一時多量ごみ	月曜日から金曜日	8:30～11:30 13:00～15:30	○	×	○
	土曜日	8:30～11:30 13:00～15:30	○	×	×

旧（令和5年度の指定処理施設）

3 臨時搬入する場合の指定処理施設及び搬入日時等

搬入区分	搬入日時	排出事業者 の所在地 （廃棄物の 発生場所）	指 定 処 理 施 設		
			浮島 処理 センター	堤根 処理 センター	王禅寺 処理 センター
キログラムを超え る場合 1回の搬入量が200	月曜日から土曜日 搬入時間 8:30～11:30 13:00～15:30	川崎区	○	×	×
		幸区	○	×	×
		中原区	○	○	○
		高津区	○	○	○
		宮前区	○	○	○
		多摩区	○	○	○
200キログラム以下 の場合 1回の搬入量が30キログラム以上	月曜日から土曜日 搬入時間 8:30～11:30 13:00～15:30	川崎区	○	○	○
		幸区	○	○	○
		中原区	○	○	○
		高津区	○	○	○
		宮前区	○	○	○
		多摩区	○	○	○

4 一時多量ごみを搬入する場合の指定処理施設及び搬入日時等

搬入区分	搬入日時		指 定 処 理 施 設		
	搬入曜日	搬入時間	浮島 処理 センター	堤根 処理 センター	王禅寺 処理 センター
一時多量ごみ	月曜日から金曜日	8:30～11:30 13:00～15:30	○	×	○
	土曜日	8:30～11:30 13:00～15:30	○	×	×